

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年10月30日
【会社名】	東急不動産ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyu Fudosan Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大隈 郁仁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
【電話番号】	03(5414)1143
【事務連絡者氏名】	執行役員 西村 和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号(本社)
【電話番号】	03(5414)1143
【事務連絡者氏名】	執行役員 西村 和浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,729,039,680円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年10月3日付をもって提出した有価証券届出書及び2018年10月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2018年10月30日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、併せて記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限4,698,039,680円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額39,556,180,320円並びに海外募集の手取概算額上限22,067,480,000円と合わせ、手取概算額合計上限66,321,700,000円について、66,000,000,000円を2020年9月末までにオフィス、商業施設等当社グループの設備投資資金の一部に充当し、残額は2020年9月末までに有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限4,698,039,680円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額39,556,180,320円並びに海外募集の手取概算額22,067,480,000円と合わせ、手取概算額合計上限66,321,700,000円について、66,000,000,000円を2020年9月末までにオフィス、商業施設等当社グループの設備投資資金の一部に充当し、残額は2020年9月末までに有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

(訂正前)

<前略>

公募による新株式発行及び自己株式の処分に係る募集株式総数は84,658,000株であり、国内一般募集株数47,658,000株及び海外募集株数37,000,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数32,778,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,222,000株)の募集が行われます。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公募による新株式発行及び自己株式の処分は、国内一般募集株数47,658,000株及び海外募集株数37,000,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数32,778,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,222,000株)で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が4,222,000株となったため、海外募集株数は37,000,000株となり、募集株式総数は84,658,000株となりました。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年10月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年10月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月3日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本4の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年10月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年10月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月3日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2018年10月22日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2018年10月30日に関東財務局長に提出